

議案第 130 号

宝塚市立口腔保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 3 診療所機能以外の移転先についての関係団体との協議内容

1 関係団体の名称 宝塚市歯科医師会

2 協議項目

- (1) 移転場所
- (2) 費用負担

3 協議内容

診療所以外の部分（口腔保健相談センター）の移転先について、市が保有する施設で適当な場所がないため、民間施設を借り上げ、市と歯科医師会とが、互いに費用負担を行うこととしているが、現時点で条件に合う物件は見つかっていない。

(1) 移転場所について

市では、これまでに民間施設 14 か所の物件について情報収集を行い、また、歯科医師会からも物件を提案していただき、検討を進めてきた。

歯科医師会からは、市民の利便性が高い交通の便が良い立地で、広さは歯科医師会事務所を含めて約 80 ㎡とお聞きしている。

(2) 費用負担について

民間物件を借りた場合には、家賃、共益費に加えて、初年度は敷金、礼金が必要である。また、家賃等以外に、光熱水費、通信費、清掃費など、管理のための費用が必要である。

現口腔保健センターに設置している歯科医師会の事務所については、面積による使用料を負担していただいております、移転先の負担内容について協議中である。

- (3) 市としては、現在の歯科医師会の負担と市の負担との合計額程度で民間物件を借上げて運営できないか考えており、利便性、広さ、費用負担の点で協議を行っているところである。